

# 相談窓口の整備に向けた自治体の取り組みについて

2007年11月30日

弁護士 新里宏二

(日弁連多重債務対策本部事務局)

# なぜ、改正貸金業法が成立したのか

- 多重債務問題を解決するため  
( 法律案の提出理由、附則66条参照)
- サラ金利用者は約1400万人(少なくとも住民の8・5人に1人)  
貸付残高約14・2兆円
- 多重債務者の数  
5件以上の利用者は約230万人、その平均借入総額230万円
- 多重債務問題の深刻化  
自己破産者 1年間で約18万人(平成17年)  
経済・生活苦による自殺 1年間で約8,000人(平成16年)



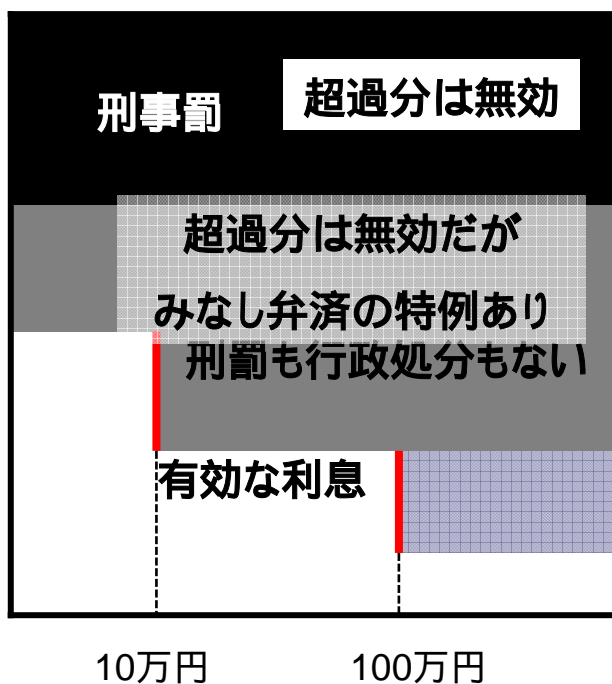
# 多重債務問題発生の原因

- ・グレーゾーン金利の容認 - 高金利  
利息制限法(民事ルール)と出資法(刑事ルール)の  
2本立て・みなし弁済規定(貸金業規正法43条)
- ・過剰与信 - 同法13条は訓示規定
- ・違法な取立ての横行  
アイフルへの行政処分等
- ・貧困問題 - 生活保護受給100万世帯以上、ワーキングプア等
- ・消費者教育の不備

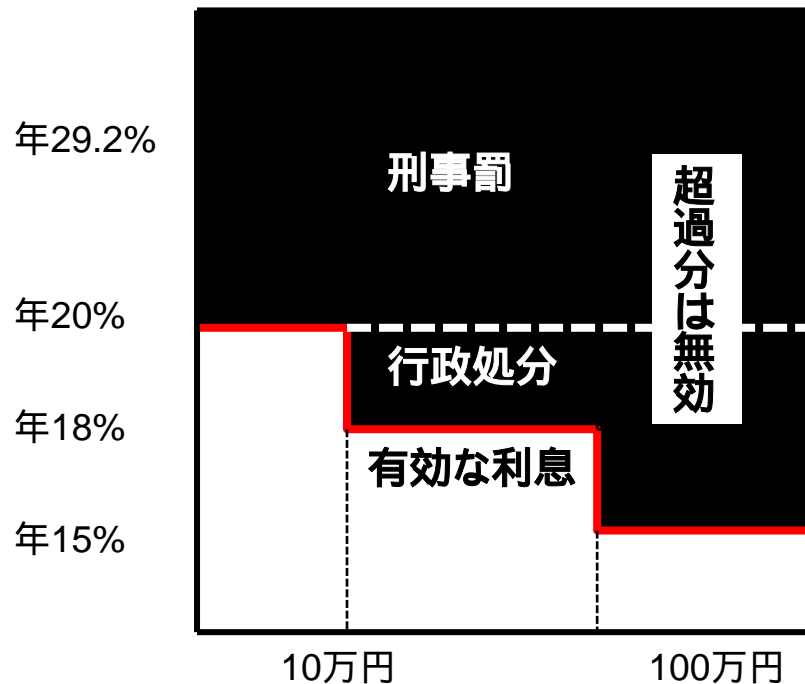
# 金利規制の仕組み

概ね3年後を目途に出資法の上限金利(年29.2%)を利息制限法の上限金利の水準(年20%)まで引き下げ、貸金業規制法43条の「みなし弁済」制度を廃止する(グレーゾーン金利の撤廃)。貸金業者は利息の制限額を超える契約を禁止され、違反すれば行政処分の対象となる。

< 改正前 >



< 改正後 >







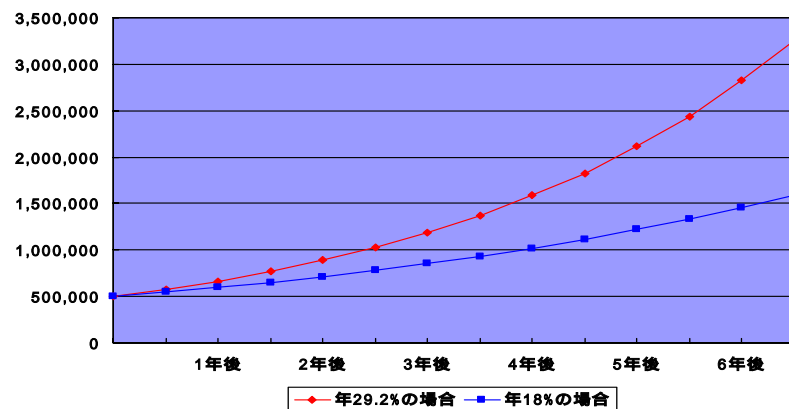
# サラ金の平均的利用者像

- 平均利用期間 6.2年
- 10年以上利用 28%
- 利息制限法で再計算すると？

(消費者金融白書平成17年度)

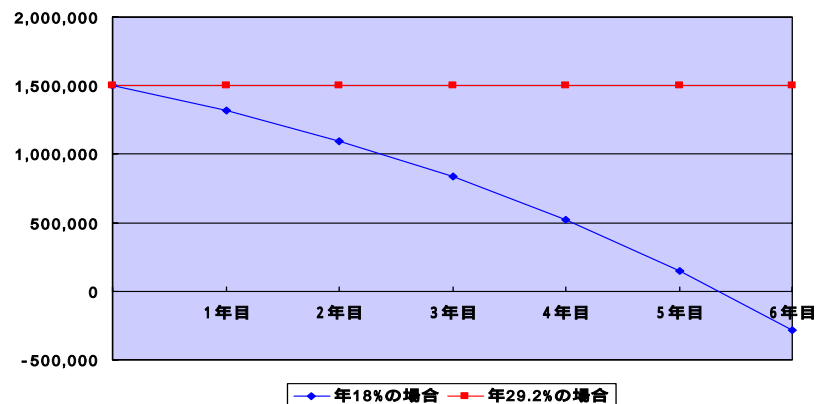
# 多重債務者とは？

### 自転車操業による債務増大の推移



上のグラフは、当初の借入額50万円として、年利18%の場合と年利29.2%の場合とそれぞれについて、毎月発生する利息を同率の借入金によって支払ったと仮定した場合に、債務額が膨張する経緯を表したものである。

### 利息制限法引直しによる残高比較



上のグラフは、3社から50万円ずつ合計150万円を借り入れたとして、以後、年率29.2%の割合による利息を毎月支払った場合について、年率18%で引き直し計算した場合の残元本額の推移を表したものである。  
約3.5年後には残元本は半分になり、約5.5年後には完済となる。



# 今回の改正の基本スタンス

- ・貸金業者への規制強化で新たな多重債務者の発生防止
  - ・既存の200万人以上と言われる多重債務者に対しては政府を上げての多重債務対策の強化
- 多重債務者対策本部の設置と「多重債務問題改善プログラム」の策定・実施





# 最近の状況

- ・静岡に本店のクレディアの民事再生の申立  
(9.21開始決定)
- ・消費者金融は4社とも黒字(11.14朝日)
- ・60万人が自己破産？  
(11.10日本金融新聞)



# 多重債務者の生活再建に向けての取り組み

- 借金の問題は誰にも相談できない
  - 多重債務者に接する機会の多い自治体の各窓口が多重債務者を相談窓口案内し(自治体内の連携)
  - 丁寧な事情の聞き取りと法的アドバイス、必要によっては専門窓口を紹介し(専門機関との連携)
  - 多重債務の原因の生活の再建策(生活保護の受給など)を提供する(生活再建)
- そのためにも、各都道府県が多重債務対策を担う「多重債務対策本部(協議会)」を早期に設置することが必要



# 自治体が多重債務対策を行うメリット

- ・自治体への信頼が高まる
- ・滞納税、利用料金の納付率が高まる  
保育料、給食費の未納は親のモラルか？
- ・14.2兆円がサラ金の残高  
10%の支払う必要のない金利－1.42兆  
10万人の都市－110億円の借り入れ、11  
億の支払う必要のない金利
- ・過払い金引き当て大手5社1.4兆



# 弁護士会側の取り組み

- ・日弁連多重債務対策本部の設置
- ・自治体相談窓口との連携強化(協議会の場などで)
- ・自治体職員向け研修
- ・弁護士会の相談窓口の強化

# 多重債務者の法的救済方法

任意整理	特定調停	個人再生	自己破産
業者との話し合いによる債務整理	簡易裁判所での調停による債務整理	地方裁判所で再生計画の認可を受けて行う債務整理	地方裁判所で破産・免責の決定を受けて債務を整理
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 毎月の支払額を減額</li> <li>● 将来利息をカット</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 毎月の支払額を減額</li> <li>● 将来利息をカット</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全債権者の同意は不要</li> <li>● 元本カットも可能</li> <li>● 給料差押えは受けない</li> <li>● 住宅を維持できる可能性</li> <li>● 資格制限を受けない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 免責の可否は裁判所の判断</li> <li>● 免責により全ての債務を免れる(税金等は免責されない)</li> <li>● 破産手続開始後の収入は自由な財産(フレッシュ・スタート)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 非協力的な債権者がいると整理不可能</li> <li>✓ 無理な返済計画を立てると再び破綻する危険</li> <li>✓ 元本カットは難しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 非協力的な債権者がいると整理不可能</li> <li>✓ 無理な返済計画を立てると再び破綻する危険</li> <li>✓ 元本カットは難しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 無理な返済計画を立てると再び破綻する危険</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 住宅は手放さざるを得ない</li> <li>✓ 資格制限を受ける</li> <li>✓ 免責不許可の場合もある</li> </ul>

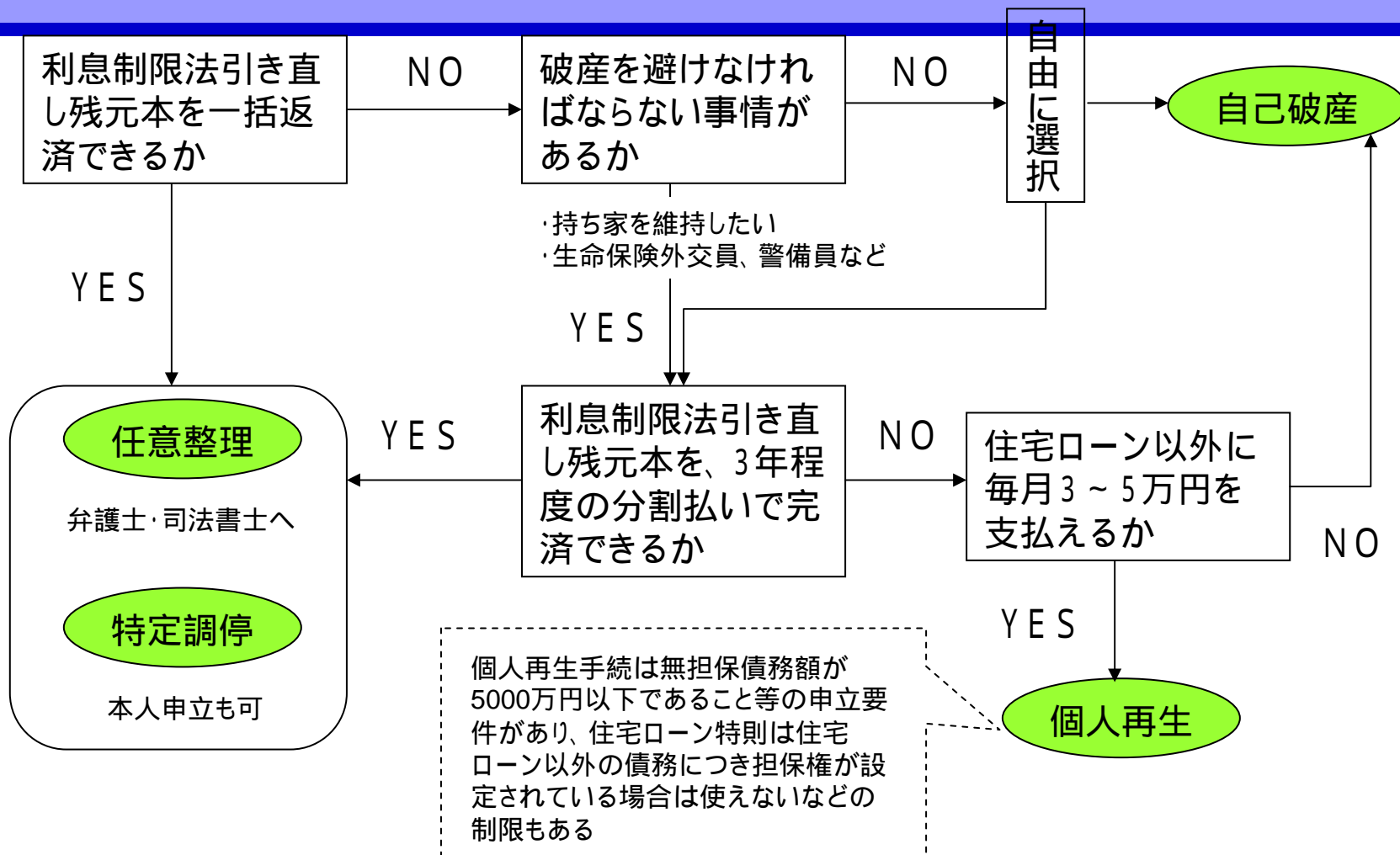
過払金返還請求

……利息制限法引き直し計算によれば債務はなく、過払いとなっている場合

ヤミ金処理

……ヤミ金融は犯罪。一切払わない。警察へ告訴・告発

# 救済方法の選択



# 利息制限法引直し計算

$$\left[ \begin{array}{l} \text{元本} \times \text{制限利率} \times \text{日数} / 365 = \text{制限利息額} \\ \text{支払額} - \text{制限利息額} = \text{超過額} \\ \text{元本} - \text{超過額} = \text{残元本} \end{array} \right]$$

$$\left[ \begin{array}{l} \text{前回残元本} \times \text{制限利率} \times \text{日数} / 365 = \text{制限利息額} \\ \text{支払額} - \text{制限利息額} = \text{超過額} \\ \text{元本} - \text{超過額} = \text{残元本} \end{array} \right]$$

以後繰り返し

⋮  
0 (完済)

⋮  
過払金

年月日	借入額	支払額	利率	日数	制限利息	超過額	残元本
H11.1.31	500,000		0.18				500,000
H11.2.28	0	12,000	0.18	28	7,150	4,850	495,150
H11.3.31	0	12,000	0.18	31	7,569	4,431	490,719
.....	.....	.....	..	.....	.....	.....	.....
H16.6.30	0	12,000	0.18	30	312	11,688	9,464
H16.7.31	0	12,000	0.18	31	144	11,856	-2,392
.....	.....	.....	..	.....	.....	.....	.....
H19.2.28	0	12,000	0.05	28	0	12,000	-374,392
H19.3.31							-386,392

元本をそのままに超過利息をそのつど返還請求するのではなく、元本も制限利息も払い終わった段階で過払金返還請求権が発生する



# 過払い金請求・債務整理と信用情報

全情連では(本年9月3日から)

- ・完済者からの過払請求－完済
- ・残債有りの方の過払い請求－契約見直し＋完済
- ・残ありでの債務整理－契約見直し
- ・さらに残金カット－契約見直し＋債務整理

全てCRINで情報交換されることはない





# ヤミ金処理

- ・ヤミ金は犯罪(無登録営業、業として年109.5%超での貸付—懲役10年以下)
- ・ヤミ金対策法(2003年7月成立)  
年109.5%以上の貸付は契約全体無効  
札幌高裁平成17年2月23日判決、受領した金員も支払う必要がない
- ・携帯電話を止める、銀行口座の凍結
- ・警察との連携



## まとめ

- ・ 2009年12月の改正貸金業法完全施行まで、自治体、弁護士会、司法書士会がこれまでのノウハウを生かし、さらに発展させながら、多重債務問題解決のため力を合わせる事が今期待されている。
- ・ 全国一斉多重債務相談ウィークの成功と恒常的な相談体制の強化を